

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第7号

平成24年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年10月10日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 巖 和 雄

1. 期 日 平成24年10月17日（水）午後3時00分開議
2. 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成24年10月17日

○現在議員12名で次のとおり

1番	小須田	稔
2番	富塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	中田	眞司
7番	加藤	弘
8番	湯浅	祐徳
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

平成24年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成24年10月17日（水曜日）午後3時00分開議

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案の上程

議案第1号から議案第4号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 議席の指定
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 議案第1号から議案第4号の上程、説明
7. 議案第1号の質疑、討論、採決
8. 議案第2号の質疑、討論、採決
9. 議案第3号の質疑、討論、採決
10. 議案第4号の質疑、討論、採決
11. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	小須田	稔
2番	富塚	忠雄
3番	中村	孝治
4番	三橋	秀夫
5番	立崎	金治
6番	中田	眞司
7番	加藤	弘
8番	湯淺	祐徳
9番	福田	守
10番	川島	邦彦
11番	内海	和雄
12番	宮野	孝雄

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	蔵	和雄
副管理者	北村	新司
副管理者	小坂	泰久
会計管理者	石渡	章
消防長	鈴木	昭三
次長	今井	定男
総務課長	山本	稔
予防課長	高橋	秀樹
警防課長	清宮	光雄
指揮指令課長	豊田	光弘
佐倉消防署長	篠田	啓一
志津消防署長	滝口	喜代松
八街消防署長	細谷	定夫
酒々井消防署長	岩瀬	孝行

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	太	田	文	和
書		記	安	藤	純	一
書		記	岩	竹	雅	子

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時55分)

○議長（中村孝治君） ただいまの出席議員は12名であります。したがって、平成24年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について報告がありました。

また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎議席の指定

○議長（中村孝治君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび八街市から選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号6番、中田眞司君。

以上のとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号4番、三橋秀夫君、議席番号5番、立崎金治君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明

○議長（中村孝治君） 日程第4、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とすることにご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 蕨 和雄君登壇）

○管理者（蕨 和雄君） 本日ここに平成24年10月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

また、このたび八街市選出の鯨井眞佐子議員が辞職され、新たに八街市議会議長の中田眞司議員が選出されました。今後とも消防行政の充実のために、ご指導を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがなく、平成24年9月18日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額44億5,763万9,972円に対しまして、歳出総額43億6,234万248円で、歳入歳出差引残額は9,529万9,724円ございました。また、3,758万4,000円を財政調整基金に繰り入れを行ったものでございます。決算額を前年度と比較しますと、歳入では1億7,703万1,865円、4.1%の増、歳出では8,998万6,134円、2.1%の増でございます。なお、本決算につきましては、去る8月28日に監査委員の審査を受け意見をいただいておりますので、より一層消防業務の適正な執行に努めてまいります。

議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、近年の電気自動車の普及に伴い設置が進められている電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象に追加され、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準が新たに定められたため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

議案第4号 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ768万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ44億8,032万6,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、財政調整基金繰入金及び組合債をそれぞれ増額いたそうとするものでございます。

歳出の補正は、常備消防費のうち需用費及び工事請負費を、庁舎建設費のうち工事請負費をそれぞれ増額いたそうとするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中村孝治君） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 今井定男君登壇）

○次長（今井定男君） 消防本部次長の今井定男でございます。提案理由の細部説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市告示第159号の井野南土地区画整理事業等に伴う町名地番変更について、平成24年8月18日付で施行となったことに伴い、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないために専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、別表中、志津消防署の管轄区域に西ユーカリが丘六丁目及び西ユーカリが丘七丁目を加えたものでございます。

続きまして、議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書の3ページ、歳入歳出決算事項別明細書の歳入からご説明いたします。決算書の3ページをお開きください。1款1項1目常備消防費分担金につきましては、予算現額36億5,051万8,000円、調定額及び収入済額とも36億5,112万1,000円でございます。これは構成市町からの常備消防費分担金として収入があったものでございます。

なお、予算現額と調定額及び収入済額との差額につきましては、繰越明許費によるJ—A—L—E—R—T整備事業における佐倉市分の特別交付税額を納入していただいたものでございます。

別冊となっておりますが、主要施策の成果の説明書の3ページをごらんください。3、構成市町別分担金収入状況の最上部の科目の常備消防費ですが、佐倉市が分担金22億351万6,000円、分担割合60.33%、八街市が10億5,350万円、分担割合28.87%、酒々井町が分担金3億9,410万5,000円、分担割合10.8%でございます。

それでは、再び決算書の3ページにお戻りください。2目長期債償還分担金でございますが、予算現額が3億277万9,000円で、調定額及び収入済額はともに3億277万7,447円でございます。長期債償還分担金につきましては、起債対象事業ごとの借り入れ別に、それぞれ構成市町に分担していただいておりますが、平成23年度の収入状況は備考の欄に記載してございますが、佐倉市が2億2,911万

1,380円、八街市が5,269万9,315円、酒々井町が2,096万6,752円でございます。

1款2項1目広域化整備費負担金につきましては、予算現額が418万2,000円で、調定額及び収入済額とも5,982万9,810円でございます。

なお、予算現額と調定額及び収入済額との差額につきましては、繰越明許費による消防救急デジタル無線機購入事業における佐倉市分の特別交付税額を納入していただいたものでございます。

1款2項2目庁舎建設費負担金につきましては、予算現額634万9,000円、調定額及び収入済額とも634万8,277円で、八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事に係る負担金で、継続費の23年度分でございます。

次に決算書の4ページにお進みください。2款1項1目手数料につきましては、予算現額が170万円で、調定額及び収入済額とも159万280円で、危険物施設許可申請手数料等の収入でございます。

3款1項1目国庫補助金につきましては、予算現額及び調定額が6,170万円で、収入済額が1,535万5,000円でございます。これは災害対応特殊救急自動車及び積載品である高度救命処置用資機材に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金及び東日本大震災による消防庁舎の被害に係る消防防災施設災害復旧費補助金でございます。

また、収入未済額の4,634万5,000円は、繰越明許によるJ—A L E R T整備事業及び消防救急デジタル無線機購入事業に対する国庫補助金分でございます。

5款1項1目利息及び配当金につきましては、予算現額が12万7,000円で、調定額及び収入済額ともに12万7,654円でございます。これは財政調整基金預金利息等でございます。

次に、5ページにお進みください。7款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、予算現額、調定額及び収入済額とも8,000万円でございます。

8款1項1目繰越金につきましては、予算現額が100万9,000円で、調定額及び収入済額ともに100万8,993円でございます。これは前年度の防火衣購入事業に係る繰越明許費による繰越金でございます。

次に、9款1項1目預金利息につきましては、予算現額が1,000円で、調定額及び収入済額ともに5万4,210円で歳計現金預金利息でございます。

6ページに進んでください。9款2項1目雑入でございますが、予算現額が5,821万9,000円で、調定額及び収入済額ともに6,292万7,301円でございます。

雑入の主なものにつきましては備考欄に記載してございますが、東関東自動車道救急業務支弁金が177万7,140円、保険事務手数料が317万5,019円、消防救急無線広域化・共同化事業助成金が5,171万9,181円、東日本大震災における緊急消防援助隊活動費負担金が376万8,332円でございます。

10款1項1目組合債につきましては、予算現額3億9,630万円、調定額3億1,310万円、収入済額2億7,650万円でございます。これは消防車両の整備事業といたしまして、志津消防署の災害対応特殊救急自動車の更新事業及び八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事業並びに消防救急無線広域化・共同化及び共同運用消防指令センター整備事業に対する組合債でございます。

以上で歳入についての説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、決算書の7ページをお開きください。1款1項1目議会費につきましては、議会運営に要した経費でございますが、予算現額が143万9,000円で、支出済額は117万1,037円で、不用額は26万7,963円、執行率は81.4%でございました。

支出の主なものにつきましては、組合議会議員報酬、議会行政視察のバス借り上げ料等でございます。

続きまして、8ページをごらんください。2款1項1目一般管理費につきましては、組合の運営に要した経費でございますが、予算現額が1,048万1,000円で、支出済額は1,036万130円で、不用額は12万870円で、執行率は98.8%でございます。支出の主なものは、特別職給料及び財政調整基金積立金等でございます。

2款2項1目監査委員費につきましては、監査事務に要した経費でございますが、予算現額が10万4,000円で、支出済額は9万7,744円、不用額は6,256円、執行率は94.0%でございます。支出の主なものは、監査委員報酬等でございます。

次に、9ページをごらんください。3款1項1目、常備消防費の予算現額は37億6,739万5,000円で、支出済額は37億3,242万9,888円、翌年度繰越額が339万円、不用額は3,157万5,112円で、執行率は99.1%でございます。節ごとの主な支出といたしましては、職員372人の人件費で、2節給料15億354万2,828円、3節職員手当等10億8,623万6,784円、4節共済費8億1,000万1,417円でございます。

引き続き、10ページをごらんください。11節需用費の支出は1億1,312万4,693円で、主なものは、光熱水費が4,029万2,044円、修繕料が1,956万609円、被服費が1,759万2,045円でございます。

次に、11ページをごらんください。13節委託料の支出は5,250万3,895円で、主なものは、中ほどに記載の消防庁舎空調設備保守業務委託が229万9,500円、消防本部及び消防署所の空調設備の保守点検委託料でございます。

次の項目のコピーパフォーマンスは451万5,229円で、消防本部及び各消防署所のコピー機の維持管理料でございます。

12ページに進んでいただきまして、最上段の職員健康診断委託は229万8,402円で、これは労働安全衛生法に基づく全職員を対象とした健康診断でございます。

13ページに進んでいただきまして、上から3段目のはしご付消防自動車分解点検業務委託が2,163万円で、これははしご付消防自動車の安全基準に基づくもので、志津南出張所のはしご付消防自動車は、導入後16年が経過をし、前回の分解点検実施から8年が経過をしているために分解点検を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料の支出は6,296万872円で、このうち機器賃借料が5,940万4,526円でございます。これは各種事務用機器及びパソコン並びに消防緊急通信指令システム等の賃借料でございます。

15節工事請負費の支出は790万8,841円で、東日本大震災による庁舎補修工事費でございます。

また、繰越明許費の339万円は、J—A L E R Tの整備事業費を翌年度に繰り越したものでございます。

次に、14ページをごらんください。18節備品購入費の支出は4,451万8,410円で、内訳といたしましては、車両購入費が3,213万円、警防用備品購入費が1,088万2,147円でございます。

15ページをごらんください。3款1項2目広域化整備費につきましては、予算現額3億1,163万9,000円、支出済額1億7,542万4,002円ございまして、平成25年4月1日の運用開始を目途として進めております消防救急無線広域化・共同化事業及び共同運用消防指令センター整備事業に対する負担金でございます。

また、繰越明許費による翌年度繰越額は1億3,603万8,000円で、消防救急デジタル無線機の購入事業費でございます。

次に、3款1項3目庁舎建設費につきましては、予算現額1億6,704万8,000円、支出済額1億4,008万円、継続費通時繰越による翌年度繰越額が2,633万2,295円でございます。これは八街消防署庁舎の耐震改修及び増改築工事に係る工事費及び工事監理費でございます。

次に、常備消防費の平成23年度の主な事業につきまして、別冊の主要施策の成果の説明書により説明をさせていただきます。別冊の主要施策の成果の説明書の7ページをごらんください。

1の総務課所管の事業でございますが、(1)の神門出張所庁舎の耐震診断につきましては、一般競争入札により株式会社カトウ建築事務所と契約を締結し、耐震診断を行った結果、I s値が1.24でございました。

また、(2)から(4)に記載の志津南出張所、酒々井消防署及び臼井出張所の補修工事につきましては、東日本大震災による庁舎、外構の被害に対する補修工事でございます。

その他、主な事業につきましては、15ページをごらんください。

5の警防課所管の事業でございますが、(1)の車両整備では、志津消防署の災害対応特殊救急自動車が3,213万円で、緊急消防援助隊設備整備費補助事業でございます。

(2)の50ミリ消防用ホース及びガンタイプノズルの購入事業は、消防戦術の向上及び隊員の労力軽減のために、反動力の少ない50ミリ消防用ホース及びノズルを配備したものでございます。

16ページをごらんください。(3)の化学防護服購入事業は、平成8年に購入し使用不能となったために更新を行ったものでございます。

次に、20ページをごらんください。広域化整備費の1、通信指令課所管の(1)、消防救急無線広域化・共同化事業の当消防組合負担額1億2,414万5,995円につきましては、千葉県内すべての消防本部を対象とした消防救急デジタル無線網の整備事業に対する当消防組合の負担金でございます。

(2)、共同運用消防指令センター整備事業の当消防組合負担額5,127万8,007円につきましては、ちば消防共同指令センターの当消防組合負担金でございます。

次に、21ページに進んでいただきたいと思います。1、八街消防署庁舎耐震改修及び増改築工事に

つきましては、耐震診断の結果、I s 値が0.83であったために、消防組合既存建築物耐震対策要綱に基づき、I s 値を0.9以上に引き上げをするための耐震改修工事でございます。また、狭隘な事務室及び仮眠室等の職場環境の改善を図るための増改築工事で、平成23年度及び平成24年度の2か年継続事業でございます。

各工事の契約状況及び支出状況につきましては、建築工事が古谷建設株式会社と一般競争入札で締結し、契約金額が1億3,125万円、平成23年度支出済額が1億545万円でございます。電気設備工事は、株式会社八光電気工業と一般競争入札で契約を締結し、契約金額が3,066万円、平成23年度支出済額が1,195万円でございます。機械衛生設備は、第一セントラル設備株式会社と一般競争入札で契約を締結し、契約金額が2,102万1,000円で、平成23年度支出済額が1,771万円でございます。工事監理業務委託は、株式会社カトウ建築事務所と一般競争入札で契約を締結し、契約金額が834万7,500円で、平成23年度支出済額が497万円でございます。以上が主な事業でございます。

それでは、決算書の15ページにお戻りください。4款1項公債費、予算現額3億278万円、支出済額3億277万7,447円でございます。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

次に、16ページをごらんください。16ページの実質収支に関する調書を説明いたします。歳入総額が44億5,763万9,972円、歳出総額が43億6,234万248円、歳入歳出差引額が9,529万9,724円、継続費繰越額が123万2,295円、繰越明許費繰越額が5,648万3,000円でございます。

次に、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、3,758万4,000円を財政調整基金に繰り入れをしたものでございます。

続きまして、財産に関する調書につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

以上で、議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、近年の電気自動車の普及に伴い電気自動車用の急速充電設備の設置が進められていることにより、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を加えようとするものでございます。

次に、議案第4号 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、補正予算書の1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ768万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,032万6,000円といたそうとするものでございます。

それでは、補正予算書の6ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。2の歳入でございますが、7款1項1目財政調整基金繰入金の補正前の額が2,000万円で、398万1,000円を増額し2,398万1,000円といたそうとするものでございます。

次に、10款1項1目組合債の補正前の額が3億3,570万円で、370万円を増額し3億3,940万円といたそうとするものでございます。

次に、3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費は、補正前の額38億342万5,000円に、268万1,000円を加え38億610万6,000円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、11節需用費は68万6,000円を増額し、各消防署所に配備をしております住宅地図を更新いたそうとするものでございます。

次に、15節工事請負費は、199万5,000円を増額し、消防本部及び各消防署所に音声応答装置を設置いたそうとするものでございます。

次に、3款1項3目庁舎建設費につきましては、15節工事請負費で八街南部出張所の耐震補強工事においてシャッターの設置工事を追加いたそうとするものでございます。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

川島議員。

○10番（川島・彦君） 10番議員、川島・彦です。救急の関係につきまして3点質問させていただきます

たいと思います。

具体的に申し上げますと12ページになりますが、決算書の12ページです。特定行為指示料、特定行為というのは何かというのを整理していただき、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。受けとめとしては、救急救命士が当該病院の医師とやりとりをして、その医師の指示に基づいて処置をすると、これを特定行為指示料という受けとめ方でよろしいのかという質問が1点目です。

2点目は、それとのかかわりになるのですけれども、この決算書の中では具体的な支出は、東邦大学佐倉病院と聖隷佐倉市民病院の2つの病院になっております。この消防本部の範囲としてはこれ以外の病院もかかわっているというふうに受けとめておりますけれども、なぜこの2つに支出されているのかというのが、具体的には2点目でございます。恐らく答弁いただければわかると思いますけれども、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会とのかかわりがあるのかなという推測をいたしますけれども、ある意味ではこちらの役割分担という中でこの2つの病院に支出されているのかという2つ目の疑問でございます。この点について2点目です。

3点目は、さらにそのメディカルコントロール協議会との役割分担というところに、質問の3点目行くわけですけれども、決算では14ページにこのメディカルコントロール協議会負担金として688万円支出をしております。2点目の質問と疑問点が重なる部分があるのですが、言ってみればこのメディカルコントロール協議会の役割というのは一体どういうことなのかと。その中で整理がつかないものがあって、この消防本部の決算としてはみ出してしまっているよというものが、その役割分担、本来やるべきメディカルコントロール協議会で本来やるべきことを整理がつかないから、佐倉消防一部事務組合として支出をしているというものがあるのか。その中では疑問点としては、例えば戻っていただいて12ページの救急救命士業務研究委託30万円というのがあるのですけれども、このメディカルコントロール協議会のほうでこういったものは役割として担うべきなのではないかという疑問もあるものですから、言ってみれば質問の3点目としては整理して言いますと、メディカルコントロール協議会というのはどういう役割を担っているものなのかということを明示していただくと、今の疑問は解消されると思います。

以上です。

○議長（中村孝治君） 警防課長。

○警防課長（清宮光雄君） 警防課長の清宮光雄でございます。

まず、1点目のご質問の特定行為の関係なのでございますが、特定行為とは先ほども全員協議会でお話ししましたとおり、薬剤の投与、気管挿管、輸液の投与でございます。以上3点が特定行為になります。

続きまして、指示料の関係でございますが、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会というのは、そもそもが日医千葉北総病院と成田赤十字病院が3次病院となっております。3次病院と消防本部が当初協議して始まったもので、東邦大医療センター佐倉病院の麻酔科の部分は気管挿管ともど

も講習ができるということで、気管挿管部分だけがメディカルコントロール協議会に入っております。その関係で指示料、それから救急隊員の病院研修等は別契約になっているので、東邦大医療センター佐倉病院と聖隷佐倉市民病院のほうは別契約でお支払いしているような状況でございます。

最後に、メディカルコントロール体制につきましてなのですが、救急救命士を含む救急隊員が救急活動現場で傷病者に対して実施する応急処置を指示、指導及び助言を365日24時間体制で実施すること、さらにその救急活動が適確に実施されたか、救急活動の事後検証結果をフィードバックすることが主な目的でございます。

以上です。

○議長（中村孝治君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成23年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治君） 議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(中村孝治君) 議案第4号 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治君) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成24年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(中村孝治君) 以上をもちまして、平成24年10月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時54分)